

回答様式

契約件名	東北自動車道 みちのく橋床版取替工事
------	--------------------

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	入札公告 P11 5-4 金抜設計書	2月24日の訂正公告において、見積対象となっている番号32床版ブラケットの製作工および番号34 35の床版ブラケットの架設について、数量が訂正され、改善見積書の提出期限についても3月29日に変更となっております。入札公告 P12 5-4(2)の記載では、「参考見積書の問い合わせが無かった入札者および問い合わせがあったものでも訂正の必要がない入札者が自ら参考見積書に訂正が必要と判断した場合のみ訂正参考見積書を提出するものとする。」とございますが、入札者が自ら参考見積書に訂正が必要と判断した場合、変更がある項目の訂正参考見積書を提出すれば良く、当初と変更のないものについては提出の必要はないという理解でよろしいでしょうか。	訂正参考見積書の提出する場合は変更のある箇所のみならず見積対象項目すべてについてご提出ください。